

社会保険 みやぎ

SHAKAIHOKEN
MIYAGI No.780

2021
2/3

Contents

日本年金機構からのお知らせ	2・3
協会けんぽからのお知らせ	4・5
M美さんの社会保険物語	6
「契約宿泊施設の宿泊料金の補助」	7
『仙台うみの杜水族館』の施設割引料金が期間限定でさらに割引になります！！	7
インフォメーションパーク	8



私たちの街の
神社やお寺
12

大崎八幡宮

おおさきはちまんぐう/仙台市

- 創 建: 慶長12年(1607)
- 主祭神: 応神天皇・神功皇后・仲哀天皇
- 創 立: 天喜5年(1057)

鬱蒼とした杉木立に囲まれ、荘厳なたたずまいを見せる大崎八幡宮は400年以上の歴史ある神社です。特に社殿は華麗な桃山様式で、国宝に指定されています。厄除け、除災招福、必勝、安産の神として崇敬されているほか、初詣や七五三の祝いなどでも多くの市民が参拝に訪れます。

日本年金機構 からのお知らせ

令和2年12月25日より 年金手続きの押印を原則廃止しています

令和2年12月25日より、年金手続きの申請・届出様式の押印を原則廃止します（金融機関へのお届け印、実印による手続きが必要なもの等^{*}については、引き続き押印が必要となります）。

令和2年12月25日以降も、押印欄のある旧様式は使用いただけます。また、旧様式により提出される場合も、押印は必要ありません。

※引き続き押印が必要な届書は次のとおりです。

国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書

国民年金保険料口座振替辞退申出書

委任状（年金分割の合意書請求用）

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

健康保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書

船員保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書

健康保険・船員保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書（ゆうちょ銀行用）

健康保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書

船員保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書

健康保険・船員保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書（ゆうちょ銀行用）

「令和2年分 公的年金等の源泉徴収票」について

令和2年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受けとられた皆さまに、日本年金機構から、令和2年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする『令和2年分 公的年金等の源泉徴収票』を、令和3年1月9日から16日にかけて順次お送りしました。

●源泉徴収票の再交付の申請

電話での申請

ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165 または お近くの年金事務所 にお電話ください。

※050の電話からねんきんダイヤルへおかけになる場合は、「03-6700-1165」にお電話ください。

・ご本人の基礎年金番号を伺いますので、基礎年金番号が分かるものをお手元にご用意の上お電話ください。

・源泉徴収票は、日本年金機構に登録されているご本人の住所に郵送いたします。

窓口での申請

お近くの年金事務所または街角の年金相談センターの窓口で承っております。

来訪の際には、下記書類をお持ちください。

ご本人	- 年金手帳、年金証書または改定通知書など、日本年金機構が送付した書類 - 本人確認ができる書類（運転免許証など）（※1）
ご本人以外の方	- ご本人の年金手帳、年金証書または改定通知書など、日本年金機構が送付した書類 - ご本人の委任状（※2） - 代理人の本人確認ができる書類（運転免許証など）（※1）

（※1）、（※2）詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

●「ねんきんネット」による源泉徴収票の内容確認と再交付申請

ねんきんネットの画面上から、いつでも源泉徴収票の内容の確認ができます。また、源泉徴収票の原本が必要な場合は、ねんきんネット上で再交付申請を行うことができます。ねんきんネットをご利用になっていない方は、ぜひご利用ください。

ねんきんネットの利用開始にあたっては、「ねんきんネット」で検索してください。

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきんネット

検索

令和2年度「わたしと年金」

エッセイの入賞作品が決定しました。

日本年金機構では、中学生以上の生徒・学生・一般の方々を対象に、ご自身やご家族などの身近な方と公的年金制度とのかかわり＝「わたしと年金」をテーマにしたエッセイを平成22年度から募集しています。令和2年11月のねんきん月間に、令和2年度の入賞作品が決定いたしましたので、応募総数942件の中から日本年金機構理事長賞を受賞した作品をご紹介します。入賞作品は、日本年金機構ホームページでもご覧いただけます。

日本年金機構理事長賞 岐阜県 今井 日菜詩 様（高校生 女性）

私は最初、年金と聞いて漠然と、「高齢者がもらうもの」だと思っていました。祖父母の口からよく年金という言葉を目にしてきたからです。しかし、国民年金について調べていくうちに私は、年金のことを「温かい制度」だと考えるようになりました。

このエッセイを書くにあたって、まず初めに、母に「年金ってどういうもの？」と質問しました。すると母は、「将来、働けなくなったときのための保険みたいなものかな。」と言っていました。それに対して、私は一つのことを疑問に思いました。それは、「保険との違い」です。母の言う「将来の保険のようなもの」である年金と、一般に言う「保険」、何が違うのか。

気になったので、調べてみると、そこには大きな違いがあると感じました。それは、「人の温かさ」です。年金には、人の温かさがあると感じました。もし、予測していなかったことが自分の身に起こり、困っていたら助けてもらえる。もし、自分ではない誰かが困っていたらその人を助けることができる。自分の将来の身を守るための「保険」とは違い、「年金」は人と人とが助け合える温かい制度だと思います。

年金のことを調べていくうちに、「障害年金」というものがあることを知りました。私の親戚にも、障害年金を受けとっている人がいます。私の祖母の姉です。祖母の姉は現在、七十二歳なのですが、三十代のときから、慢性腎不全という病気を患っており、二日に一度のペースで、人工透析をしなければなりません。私が初めて、それを知ったとき祖母の姉のことをとても可哀想だと思うと同時に、世の中には、様々な病気で苦しんでいる人がたくさんいるのだと悲しい気持ちになりました。でも、私にできることは何もありません。祖母の姉は、東京で祖母の兄と一緒に住んでいます。祖母の姉は、透析の関係で私たちの住んでいる場所に、会いにくることはできないし、私たちも頻繁に行くことはできません。可哀想だと思っても何もすることのできない私は、とても無力です。でも、「障害年金」があることによって、祖母の姉の大きな助けになっていると思います。私は、病気になっていないし、苦しみも分からないから簡単なことは言えません。でも、「年金」という制度は、意識していないかもしれないけれど日常生活の中で自然と互いを支えているのだと思うのです。だから、「年金」は温かい制度だと感じました。

年金のことを「温かい制度」だと感じるようになってから、年金のことを「将来のための保険のようなものかな？」と言っていた母に伝えたくになりました。母に、自分の思ったことを伝えると「そんなに深く考えたことなかったな。言われてみると温かい制度やな。」と言っていました。私は、こんなにも温かい制度に、義務というものもあるけれど加入している両親や、年金を納めているすべての大人を尊敬する気持ちになりました。

世の中には、自分の身に何も起こらなかつたら損じゃないか、と思う人もいます。まだ私は、お金を稼いでいないから、偉そうなことは言えないけど、年金のことを「温かい助け合いの制度」だと思えば、そんなことを思う人はいなくなると思います。また、年金を払い続けて何もなかったときに、「自分の身に何もなくて良かった」「誰かのためになった」と思うようにすれば素晴らしいと思います。

私は、このエッセイを書くにあたってほとんど無知だった年金について知ることができ、年金という制度に、プラスの感情をもちました。世の中には、私のような高校生や、大人の方々も含め、年金について詳しく知らないまま、ただ単に、マイナスのイメージだけをもっている人が多くいるのではないかと感じます。まずは、私のように知ることから始めてみて欲しいです。そうすれば絶対に、年金についてマイナスの感情をもっている人でもそれはなくなると思います。私は年金を納めてくださっている大人の方々に、素晴らしい制度に加入していることを誇りに思っています。

私は、大人になったら必ず年金に入ろうと思います。今は、まだ高校生で、年金を納められる年齢でなく助けてもらっている側の人間です。日本に生まれた一国民として、周りの方々に恩返しするためにも、助け合いの温かい制度を大切に、自分たちで守っていきたいです。

協会けんぽ からのお知らせ

退職後に任意継続へ加入する場合は 20日以内にお手続きが必要です！

退職後の健康保険には「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の医療保険（被扶養者）」があります。**保険料などを比較**のうえ、選択した健康保険にお手続きください。「協会けんぽの任意継続」へ加入する場合の要件、加入期間等は以下の通りです。添付書類等の詳細はホームページをご確認いただくか協会けんぽ宮城支部業務グループへお電話でお問い合わせください。

【加入要件】 資格喪失日の前日（退職日）までに、被保険者期間が 継続して2か月以上 あること。	【加入期間】 任意継続被保険者となってから 2年間 。
【提出期限】 資格喪失年月日（退職日の翌日から） 20日以内 に、申請書を提出（ 必着 ）すること。	【保険料】 退職された時の標準報酬月額（ 上限30万円 ）によって決定され、 保険料は基本的に2年間変わりません 。 （保険料率の変動により保険料が変動することがあります）

◆任意継続申請から保険証発行までの流れ



ご注意ください！

保険料は決められた納付期限まで必ず納付いただく必要があります。納付されなかった場合は資格喪失または資格取消となります。

任意継続に関するお問い合わせ先：協会けんぽ宮城支部業務グループ 022-714-6856

残薬を解消するために 薬剤師を活用しよう！

厚生労働省によると年間約500億円もの残薬が発生しているそうです。

この金額を聞けば誰もが「なんてもったいない。」そして「何とか解消しなければ。」と考えるはずです。

ではどうして残薬が発生するのでしょうか？ いろいろな原因がありますが、高齢者によくあるのが、朝ごはんと昼ごはんが一緒に1日2食なのに、薬は1日3回毎食後のため、どうしてもお昼の分の薬が残ってしまう。でも、主治医には遠慮が言い出せない。いつの間にかお薬が余ってしまっている。このような残薬が積み重なって500億円の一端になっているのです。最近ではさまざまなタイプの薬が開発されて、1日1回の服用でも十分な効果を発揮する薬も増えてきました。薬剤師にご相談いただければ、患者様のライフスタイルに合わせた薬

を主治医に提案させていただきます。令和2年9月から法律の中で、薬剤師は薬をお渡しした患者さんのフォローアップ（服用期間中の患者様が、安全に最適な薬物療法が出来るようにお手伝いする）を行わなければならないと定められました。私自身コロナ禍、3密回避が必然でスピードアップを優先にしていまい、本当はもっとゆっくりとお話ししたかったと、患者様が帰られた後に反省することがあります。そのような場合には、後からお電話させて頂いたりします。ご自身やご家族で残薬があるようでしたら、かかりつけの薬局に電話でも構いませんのでぜひご相談いただければ薬剤師は喜んで対応させて頂くと思います。

一般社団法人宮城県薬剤師会
広報委員会 鈴木 理加

オンライン資格確認導入に伴い 保険証の様式が変更されています

令和3年3月から医療機関等におけるオンライン資格確認システムの稼働が予定されています。それに伴い令和2年10月19日以降に協会けんぽが発行する保険証の記載事項が変更されています。



▲新様式のイメージ

(枝番) 00



オンライン資格確認とは？

マイナンバーカードのICチップまたは保険証の記号番号等により医療機関等がオンラインで資格情報の確認ができることを言います。



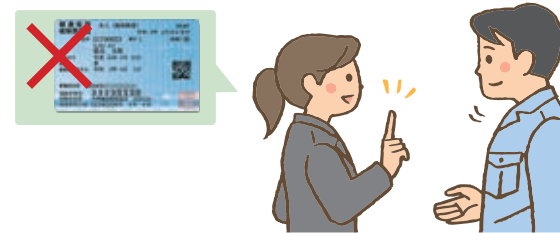
発行済みの保険証は？

10月18日以前に発行された保険証は従来どおり使用できます。
※すでに発行されている保険証の更新（差し替え）はありません。

協会けんぽからのお願いです

ご退職後、まだ保険証を使えると思って医療機関等を受診されるケースが多発しています。ご担当者様は以下の点について周知・徹底いただきますようお願いいたします。

1 加入者に対し、資格喪失日（扶養解除日）以降は**保険証を使用できない旨説明**してください



2 資格喪失日（扶養解除日）後は**速やかに保険証を回収**してください



※回収した保険証は、資格喪失届・被扶養者（異動）届に添付し、日本年金機構 仙台広域事務センターへ提出してください

Check!

被保険者ご本人様が資格喪失した場合、それに伴い、被扶養者であるご家族様も保険証を使用できなくなりますのでご注意ください。



全国健康保険協会 宮城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/miyagi>

協会けんぽ宮城

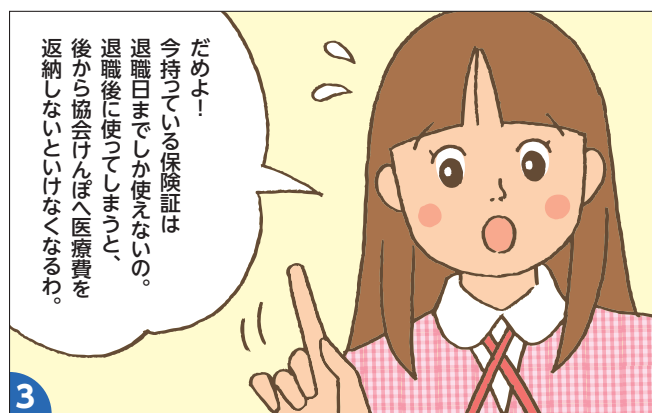
検索

〒980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台パークビル8F

☎ 022-714-6850 (代表)
FAX 022-714-6857

M美
さんの

社会保険物語

喪失後受診の防止
第115話

協会けんぽからのお知らせ

保険証が使用できるのは退職日までとなります。被保険者ご本人様が資格喪失した場合、それに伴い、被扶養者であるご家族様も保険証を使用できなくなりますのでご注意ください。

また、資格喪失後に医療機関等を受診された場合、自己負担額を除いた医療費を被保険者ご本人様に返還して頂くこととなります。

問い合わせ先

協会けんぽ宮城支部 レセプトグループ

仙台市青葉区国分町 3-6-1
仙台パークビル 8F
TEL 022-714-6853

ホームページは
「協会けんぽ宮城 喪失後受診」で
検索してください。

協会けんぽ宮城 喪失後受診

検索

『契約宿泊施設の宿泊料金の補助』

下記の契約宿泊施設については、従来からご利用いただきありがとうございます。
令和2年7月1日から令和3年6月30日迄は、会員事業所の「令和2年度協会費 払込受領証」の写しと宿泊者の「健康保険証（含被扶養者）」をご提示いただくと、ご利用者お一人につき1,000円の割引をいたします。
※会員皆様のご利用の公平性を期すため、同一人のご利用の上限を年間合計10回まで、及び同月内の利用については2回までとさせていただきます。

●契約宿泊施設●

「秋保の郷 ばんじ家」
☎ 022-397-3156

「鳴子やすらぎ荘」
☎ 0229-87-2121

※「秋保の郷 ばんじ家」の宿泊料金の補助は、令和3年3月31日で終了となります。

上記契約宿泊2施設以外に
「（一財）宮城県社会保険協会」契約優待利用施設（県内温泉等施設）として、●秋保温泉「蘭亭」、●作並温泉「グリーングリーン」、●鳴子温泉「玉造荘」、●花山温泉「温湯山荘」、●小原温泉「ホテルいずみや」、●白石温泉「薬師の湯」など県内数ヶ所と契約を結んでおります。
※こちらの施設は上記の2施設とご利用及び優待の条件が違いますので、「対象施設」、「優待内容」、「ご利用方法」等、詳細は（一財）宮城県社会保険協会 HP の「施設優待事業のご案内と施設利用会員証はこちら」から「施設優待事業」をご覧ください。または年度当初4月にお送りしております「契約施設一覧及び利用方法等について」をご覧ください。
※コロナ禍により、営業縮小、休館等の場合がありますので契約施設にご確認のうえご利用ください。

『仙台うみの杜水族館』の施設割引料金が
期間限定でさらに割引になります！！

特別割引期間 2021年3月1日(月)～3月31日(水)

利用方法：下記の「感謝月間」利用券を水族館 1F チケット販売窓口へ提出し、入館券をお買い求めください。

※「感謝月間」利用券をさらに必要な場合は、当協会会員事業所の皆様の利用に限り、下記「感謝月間」利用券をコピーしての利用が可です（カラーでも白黒でも可）。また、郵送も行いますので、連絡先・必要枚数等を明記のうえ（様式なし）FAXにて当協会までご連絡ください。なお、連絡いただいてから到着まで数日を要しますのでご了承願います。

※本号掲載後、中止、休館等の場合がありますので必要に応じて仙台うみの杜水族館のHP等ご確認のうえご利用願います。

申し込み・問い合わせ先

一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 10-20 アルコイリス二日町 4 階
TEL 022-266-0411
FAX 022-266-0471

宮城県社会保険協会

検索

（※本誌でご案内している事業等において、新型コロナウイルス感染、事故等にかかる責任は負いかねますのでご了承願います。）

仙台うみの杜水族館
SENDAI UMINO-MORI AQUARIUM

“感謝月間”利用券

種 別	通常料金	割引契約料金	期間限定 (3/1～3/31) 特別割引料金	ご利用人数
大人 (18歳以上)	2,200円	2,000円	1,800円	名
中学・高校生 (12歳～18歳)	1,600円	1,400円	1,200円	名
小学生 (6歳～12歳)	1,100円	900円	900円	名
幼児 (4歳～未就学児)	600円	500円	500円	名
シニア (65歳以上)	1,600円	1,400円	1,200円	名

お名前

発行元《（一財）宮城県社会保険協会》

1046

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、感謝月間の中止、休館等の場合もありますのでご了承願います。

有効期間：2021年3月01日(月)～
2021年3月31日(水)

※上記期間のみご利用いただける利用券となります

【ご利用いただく際の注意事項】

- 本券をチケット販売窓口にご提出いただき、入館券をお買い求めください。
- 差額支払による年間パスポートへの変更はできません。
- 本券は1枚につき5名まで有効です。

【アクセス】★電車でお越しの場合★

JR 仙石線中野栄駅下車徒歩約15分
JR 仙石線中野栄駅より無料シャトルバス運行中

【お問合せ】仙台うみの杜水族館 営業担当

TEL：022-355-2228

電話による年金相談は以下の相談先へ

年金事務所の電話は大変混み合っております

ねんきんダイヤル



0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1165

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※お電話いただく際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。

ねんきんダイヤル(ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号)



0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1144

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・ナビダイヤルは、一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ・「03-6700-1165」「03-6700-1144」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

街角の年金相談センター仙台

厚生年金保険・国民年金の受給に関するご相談、手続きは年金事務所のほか、年金相談センターでも行うことができます。

◎電話によるご相談は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください

- 相談時間**
- 月～金曜日 8:30～17:15
ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
 - 第2土曜日 9:30～16:00
- (なお、祝日はご利用いただけません。)

右記カレンダーもご覧ください

街角の年金相談センター仙台

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階

※全国社会保険労務士会連合会が受託運営しています

街角の年金相談センター仙台 (仙台パークビル2F)



◆受付時間

- 平日(月～金)
午前8時30分～午後5時15分

◆年金相談の「時間延長」と「週末相談」

- 時間延長(週の初日)
午後5時15分～午後7時
- 週末相談(第2土曜日)
午前9時30分～午後4時

変更されている場合もありますので、ホームページなどで確認のうえご利用ください。



年金の予約相談を 実施しています。

日本年金機構では、業務の迅速化に努めておりますが、受付状況によっては窓口が混雑する場合がございます。年金のご相談の際には、事前にご予約のうえ、年金事務所へおいでいただくとスムーズに相談できます。

予約相談は全国どここの年金事務所でも実施しています。

なお、予約相談希望日の1か月前から受付しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ

0570-05-4890

3月・4月の出張相談所開設のご案内

1. 常設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
気仙沼出張相談所 (NTT気仙沼ビル1F) (予約制)	土日および祝日以外の 平日	8:30～12:00 13:00～17:00	石巻年金事務所 0225-22-5118

2. 臨時開設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
南三陸町役場 (予約制)	3月10日(水)	10:00～12:00 13:00～15:30	石巻年金事務所 0225-22-5118

- ・予約制を実施している会場については、お電話で事前に相談日をご予約ください。
- ・ご予約は、相談日の1か月前から受付いたします。
- ※相談にお越しの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
- ※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)及び本人の印鑑が必要となります。